

# NPO 法人の条例個別指定制度に 寄せられた意見と検討結果について

【パブリックコメント実施期間】 平成26年7月1日（火）から平成26年7月31日（木）まで

【担当部局】 環境市民部広聴・市民生活課

【意見提出者】 3人

【意見件数】 8件

【意見への対応】	採用	： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用	： 意見を反映しないもの	4件
	参考	： 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	0件
	その他	： 意見として伺ったもの	4件
	記載済	： 既に原案に盛り込まれているもの	0件

【意見の検討経過】 平成26年8月 1日～ 8月 8日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成  
8月19日 関係部局に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

NPO法人の条例個別指定制度に対する意見とその検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	「経常収入のうち寄附金等収入の割合が10分の1以上」又は「3,000円以上の寄附者が年平均50人以上」という基準を満たすのは無理だと思う。	不採用	ご意見の認定基準については、市内の特定非営利活動法人の現状や北海道、他市町村の基準等を参考とし、寄附金の割合及び寄附者人数を国の認定基準の2分の1に緩和しております。
2	地域限定性NPO法人として保育園運営をしている当園にとっては、寄附者30名程度が妥当と考えるので、「寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均30人以上」に緩和すべきである。	不採用	
3	当NPO法人は、石狩市民にとって欠かせない児童福祉施設である無認可保育園として地域社会に貢献してきた実績がある。 このような実績こそが公益性を判断する上で考慮されるべきである。	不採用	特定非営利活動促進法により特定非営利活動法人が行う「公益の増進に資する活動」は様々ですが、控除対象法人として市が条例指定する法人については、石狩市民にとって一定以上の公益性を有する活動を行っているかと判断される法人であるべきと考えおります。 活動内容の違いを問わず一定の尺度により公平かつ客観的に公益性の高さを判断するに当たり、広く市民からの支援を受け、その活動が市民の参加を得ているか、地域と一体となって活動を行っているかに着目し、公益性に関する要件を設定したところです。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
4	<p>寄附金の税法上の優遇措置を寄附者に対する直接還元金（寄附者が申告して税額控除を受けるのではなく、市が該当寄附者を把握し、住民税額算定時に考慮する仕組みなどにより手続を簡素化する手法）とすることが望ましい。</p>	不採用	<p>寄附金についての個人市民税の控除は、地方税法上、納税義務者自らが申告することを必要としており、ご意見のような手続を採用することはできないこととなっています。</p>
5	<p>制度内容をみるとNPO法人が市民からの寄附を積極的に募るよう課しているように思えるが、市行政としては、市民に勧奨する取組などはないのか。</p>	その他	<p>本制度は、市民から共感や支持を受けている特定非営利活動法人がより寄附を募りやすい環境を整えることを目的としており、法人の積極的な寄附募集活動や、市民の積極的な寄附行為を画一的に推奨しようという意図を持つものではありませんが、市としましては、本制度の実施に当たり、その趣旨・内容や条例指定した法人に関する情報、市内に事務所を有する特定営利活動法人の活動内容などについて、広く市民に周知して参ります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
6	申請時に提出する書類が事業報告時（普段の年度末提出書類）程度ならば、本制度を資金不足解消のひとつの方法として、受けとめられるのではないかと考えるが、その申請書類が煩雑だと、メリット性が十分に感じられない。	その他	<p>本制度は、市民から共感や支持を受け、組織・運営体制など基本的な基準に適合している特定非営利活動法人として、市が条例で指定するものであることから、指定に当たり各種の基準を満たしているかを確認する必要があるとともに、一般市民（寄附者）に対しても活動状況や運営体制、寄附金がどのような活動に使われるかなどをそれまで以上に明らかにし、透明性を確保する必要があります。</p> <p>こうしたことから、上記の目的に必要な書類の作成提出が必要なほか、各種報告、情報公開が求められます。これらは、特定非営利活動法人が毎年度所轄庁に提出する事業報告書などとは別に行う必要があることとしています。</p>
7	国・地方公共団体・企業団体との協働事業を実施する際にどのように対象事業者へ働きかけているか、あるいは、寄附金をどのように募っているかについて、他のNPO法人から話を聴く機会があると良いと思う。	その他	ご意見については、今後制度を推進・運用する上で参考とさせていただきます。
8	認定NPO法人、指定NPO法人について分かりやすく教えてもらえる講習会があれば良いと思う。	その他	ご意見については、今後制度を推進・運用する上で参考とさせていただきます。